

平成 29 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 アルプス電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗山 年弘
(コード番号：6770、東証第一部)
問合せ先 経営企画室 室長 小林 淳二
(TEL (03)5499-8026 (IR 部門直通))

会 社 名 アルパイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 米谷 信彦
(コード番号：6816、東証第一部)
問合せ先 財務・広報部 部長 山崎 眞二
(TEL (03)3494-1179 (広報部門直通))

アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の経営統合に関するお知らせ
(アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の株式交換契約の締結 (簡易株式交換) 並びに
アルプス電気株式会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更その他の定款の一部変更)

アルプス電気株式会社 (以下「アルプス電気」といいます。) 及びアルパイン株式会社 (以下「アルパイン」といいます。アルプス電気とアルパインを総称して「両社」といいます。) は、本日付の両社の取締役会の決議により、持株会社体制への移行を伴う経営統合 (以下「本経営統合」といいます。) を行うことをそれぞれ決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

まず、アルプス電気及びアルパインは、本日付の両社の取締役会の決議に基づき、アルプス電気を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」といいます。) に係る株式交換契約 (以下「本株式交換契約」といいます。) を締結いたしました。

本株式交換については、アルプス電気においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく、また、アルパインにおいては、平成 30 年 12 月中旬開催予定の臨時株主総会にて承認を受けた上で、平成 31 年 1 月 1 日 (以下「本株式交換効力発生日」といいます。) を効力発生日として行うことを予定しております。

アルパインの普通株式 (以下「アルパイン普通株式」といいます。) は、本株式交換効力発生日 (平成 31 年 1 月 1 日予定) に先立つ平成 30 年 12 月 26 日付で、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 市場第一部において、上場廃止 (最終売買日は平成 30 年 12 月 25 日) となる予定です。

なお、本株式交換に伴い、アルプス電気は、米国 1933 年証券法に基づき、本株式交換を承認するアルパインの臨時株主総会に先立って、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会に提出する可能性があります。

また、アルプス電気は、持株会社体制への移行を目的として、本日付のアルプス電気の取締役会の決議により、アルプス電気の完全子会社として設立する予定のアルプスHD株式会社 (平成 31 年 4 月 1 日 (予定) に、本吸収分割の効力が発生していることを条件として、その商号を「アルプス電気株式会社」に変更する予定です。以下「分割準備会社」といいます。) との間で、アルプス電気のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く事業 (以下「本承継事業」といいます。) に関する権利義務を、分割準備会社に対して承継させる吸収分割 (以下「本吸収分割」といいます。) を実施することに関する基本合意書 (以下「本吸収分割基本合意書」といいます。) を締結することを決定いたしました。

併せて、アルプス電気は、本吸収分割の効力が発生していることを条件として、その商号を「アルプスHD株式会社」に変更すること及び事業目的を持株会社に合致した目的に変更することを含む定款の一部変更 (以下「本定款変更」といいます。) に係る議案を平成 30 年 6 月下旬開催予定のアルプス電気の第 85 回定時株主

総会に付議することを決議いたしました。

本吸収分割及び本定款変更については、平成 30 年 6 月下旬開催予定のアルプス電気の第 85 回定時株主総会にて本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）及び本定款変更の承認を受けた上で、平成 31 年 4 月 1 日（以下「本吸収分割効力発生日」といいます。）を効力発生日として行うことを予定しております。

アルプス電気（本吸収分割効力発生日以降の商号は「アルプスHD株式会社」）は、本株式交換及び本吸収分割の効力発生後も、引き続き東京証券取引所市場第一部への上場を維持する予定です。

なお、本吸収分割は、アルプス電気が、その完全子会社に事業部門を承継させる会社分割であることから、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

I. 本経営統合について

1. 本経営統合の背景と目的

アルプス電気は、昭和 23 年に「片岡電気株式会社」として創業しました。それから現在まで 69 年間、一貫して「部品に徹する」を基本姿勢に、独自のものづくりを真摯に進めて参りました。ものづくりによって「人と地球に喜ばれる新たな価値を創造する。」を企業理念とし、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとした様々なステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し、企業価値を最大化することを経営の基本方針としております。アルプス電気は、入力デバイス、センシングデバイス及びデータ通信モジュール等の開発・製造・販売を行っておりますが、近年、各種のデジタル機器が進化を続けるなかで、アルプス電気の事業分野もこれまでの家電機器を中心とした民生機器から大きくシフトし、電装化が進むクルマ、スマートフォンに代表されるモバイル機器、更には省エネルギーやヘルスケア等へと変化を遂げ、その規模もグローバルへと拡大しています。中でも、クルマは運転支援機能等の技術革新が進み、また、スマートフォンは機能やアプリケーションの拡充が進むと共に世界で普及期に入ったことにより、アルプス電気は、平成 26 年度には車載事業での売上高 2,000 億円及びスマートフォン向け事業での売上高 1,000 億円を達成しました。さらに、平成 27 年度は連結業績において売上高・親会社株主に帰属する当期純利益で過去最高を記録すると共に、電子部品事業でも売上高・営業利益で新記録を達成しました。他方で、アルプス電気においては、事業規模が急激に拡大したことにより、経営リソースの逼迫化が進んでおり、また、高成長が続いたスマートフォン市場は、市場の成熟化に伴う成長の鈍化やコモディティー化のリスクによって、先行きの不透明感が増しております。加えて、IoT（Internet of Things）の潮流の中、ハードウェア単独製品では、付加価値の確保が容易ではなくなってきております。このような事業環境の下、アルプス電気の持続的な成長のためには、スマートフォン向け事業の成長維持及び市場の成熟化に伴う成長の鈍化やコモディティー化に備えたリスクマネジメントに取り組むと共に、スマートフォン向け事業に代わる事業を確立・拡大することで、車載事業、スマートフォン向け事業及びその他の事業につき、バランスの取れた成長を実現することが求められております。そのため、アルプス電気においては、既存のコア技術に加え、ソフトウェアを内包した機能モジュールの開発による高付加価値化の実現により、①自動運転、コネクティッド、EV、シェアリング等の新たなトレンドを伴う技術革新及び競争激化が生じている車載市場において、事業の更なる拡大及びハードウェアとソフトウェアの双方を通じた提案力強化による収益力向上を図ること、②EHII（Energy, Healthcare, Industry, IoT）等の市場における新事業の確立によって収益の安定化と拡大を図ることが重要な課題となっております。

他方、アルパインは昭和 42 年にアルプス電気と米国モトローラ社との合弁会社として発足し、カーオーディオを中心に事業拡大を進めて参りました。業界においては後発ではありましたが、差別化戦略のもと独自性ある商品を開発し、新たな顧客価値を積極的に提案することにより、プレミアムブランドとしてのアルパインブランドを確立し、市場でのポジションを着実に高めて参りました。その後、時代の変化を的確に捉え、業界内でもいち早く海外における生産販売ネットワークを確立することで海外の優良顧客を開拓し、自動車メーカー向けの OEM ビジネス拡大とカーナビゲーション、車載ディスプレイ製品の売上拡大を軸に成長を実現して参りました。しかしながら結果として、自動車メーカー向け、海外向けのビジネス偏重による事業上のリスクも顕在化しております。また、近年では、クルマの情報端末化や ADAS（先進運転支援システム）・自動運転等の技術の高度化が急速に進展する一方、スマートフォンのサービスが拡大し

たことにより、車載インフォテインメント市場は、ADAS 等に対応した高機能システム製品とスマートフォンに連携したコモディティー製品に二極化してきております。その結果、入力デバイス、センシングデバイス等を活用した安全機能との連携やデータ通信モジュールを活用したコネクティッド化へと市場・顧客の要求は変化してきており、アルパインを取り巻く事業環境は、従来のハードウェア主体の事業からクルマを核とした総合サービス事業へと大きく変革していくものと考えております。これらの変化に適応し、アルパインが持続的に成長を続けるためには、既存事業領域においては、ブランドビジネスや音響製品の強みの維持活用、開発資産を活用した新規顧客の開拓及び事業活動の効率化による収益性改善が課題と捉えており、新事業領域においては、センシングデバイス及び通信デバイス等のコアデバイスとソフトウェアの融合化を進め、HMI（ヒューマン・マシーン・インターフェース）をコアとした独自性・付加価値のある製品を創出し、市場や顧客への提案力を強化することによりコックピット周辺・コネクティッド関連等の事業拡大を図ることが重要な課題となっております。

上記に加えて、近年のクルマの電装化進展のなかで、車載事業における両社の事業領域が近接し、両社の協業を進める必要性も高まっております。そのため、両社が独立した上場企業であることから生ずる、開発・製造・販売面での相互協力や知的財産権・ライセンス・ノウハウ等の共有における事業運営上の制約を解消すると共に、顧客とのより効果的なコミュニケーションを実現することが喫緊の課題となっております。

両社は、これらの経営課題に対処するためには、両社が保有する人材及び技術といった経営資源を相互に活用することに加えて、両社が迅速かつ機動的な意思決定に基づき夫々の事業を成長させることにより、アルプスグループ全体として、より効率的かつ機動的な経営を行うことが必要不可欠であると考えております。その方策として、両社は、持株会社体制へ移行することで、グループ戦略機能を持つ持株会社のもと、顧客に対するグループとしての提案・営業機能の強化、エンジニア・営業等の事業横断的な人材交流による従業員の育成、アルプス電気の有する資金調達力やネットワーク、ものづくり力の活用等の本格的な協業に取り組んで参ります。その結果として、生産拠点の相互活用の推進、共通インフラ活用による間接部門の効率化、部材の共同調達によるサプライヤーとの連携や調達力の強化及びグローバルオペレーションの強化等と相まって、アルプスグループ全体の事業上のシナジー効果を最大化できると考えております。

具体的には、アルプス電気は、「部品に徹する」という基本姿勢を堅持しつつ、自動運転、コネクティッド、EV 及びシェアリング等の新たなトレンドが伴う車載事業においては、アルプス電気のコア技術・製品である入力デバイス、センシングデバイス及び通信デバイス技術の深耕・融合化並びにアルパインのソフトウェア開発力とシステム設計力の活用による電子デバイス事業の強化を推進し、また EHII 事業においては、アルプス電気の持つ既存のコア技術にソフトウェアを内包した機能モジュールの開発による高付加価値化を進め、製品力強化を図り、さらにはオープンイノベーションを機軸とした他社とのアライアンスを積極・強力に推進し、アルプス電気の持つ広範な市場及び顧客チャネルとアルパインの持つ一般消費者向けサービス事業を活かした新たなビジネスモデルを立ち上げることで、コアデバイスを拡大し、新たな価値と事業を持続的に創出し続けることが可能だと考えております。

アルプス電気としては、企業価値向上のためにはいかなる選択肢の検討も排除しないという方針で、アルプスグループの方向性やアルパインとの関係性として様々な可能性を検討して参りました。その結果、上記のように、経営統合を行うことがアルプスグループ全体としての企業価値向上に寄与するものとの判断から、平成 28 年 12 月下旬にアルプス電気からアルパインに対して本経営統合の提案を行い、以降両社で協議・検討を進めて参りました。

かかる認識と同様の認識のもと、アルパインは、アルプス電気からの本経営統合の提案を受け、アルパインの上場廃止による各ステークホルダーへの影響等についても、独自に検討を進めて参りました。その結果、持株会社体制へ移行することにより、アルパインも、既存事業領域において、長年培って来たブランドビジネス、音響事業を維持強化しつつ、アルプス電気の持つ広範な顧客チャネルを活用することにより新規顧客の開拓による事業拡大を加速できるとともに、車載 HMI の事業領域において、民生・車載電装部品で実績を積んだアルプス電気の入力デバイス、センシングデバイス及び通信デバイス技術とアルパインのナビゲーションを核とした出力機器開発技術、ソフトウェア開発力と商品企画力とを組み合わせ、電

子デバイス、ソフトウェア、パッケージングまでがシームレスに一体となった統合 HMI コックピットシステムや各種製品を開発することができるとの結論に至りました。これによって、アルパインも、車載 HMI システムインテグレーターとしてアルプスグループ独自の高性能システム製品の創出、提案及び拡充を行い、新事業領域のビジネス拡大による企業価値向上を実現することが可能であり、ひいてはアルプスグループ全体の企業価値の最大化にも繋がるとの見解でアルプス電気と一致したことから、上記のアルプス電気による本経営統合の提案を受け、アルパインとしても持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

本経営統合により、アルプス電気及びアルパインは、第4次産業革命の市場革新の環境のなかで電子部品事業と車載情報機器事業を中核にエレクトロニクスとコミュニケーションで人々の生活に貢献しつづけると共に、売上高1兆円企業グループに向けた持続的な価値創造型企業集団へと大きく転換して参ります。加えて、さらなるグループガバナンス向上にも努めることにより、グローバル規模での全てのステークホルダーの価値最大化に資することを目指して参ります。

2. 本経営統合のスキーム及び商号の変更

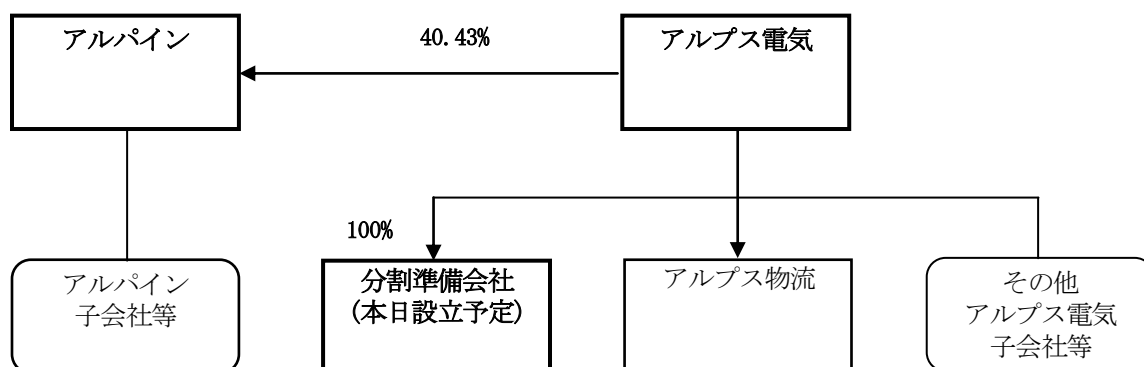
本経営統合は、以下の方法により行います。

まず、アルプス電気及びアルパインは、アルプス電気を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、アルプス電気は、アルパイン普通株式を保有する株主（ただし、アルプス電気を除きます。）からその保有する全てのアルパイン普通株式を取得し、アルパインはアルプス電気の完全子会社になります。さらに、アルプス電気は、分割準備会社との間で本吸収分割を行うことにより、アルプス電気の本承継事業に関する権利義務等を分割準備会社に承継させ、グループ経営管理事業及び資産管理事業を行う持株会社となります。本経営統合に伴い、アルプス電気は、商号を「アルプスHD株式会社」に変更し、分割準備会社は、商号を「アルプス電気株式会社」に変更します。アルプス電気は、商号を「アルプスHD株式会社」に変更した後も、アルプス電気の現在の証券コード（6770）で上場を継続する予定です。

なお、アルパイン普通株式は、本株式交換により、本株式交換効力発生日（平成31年1月1日予定）に先立つ平成30年12月26日付で、東京証券取引所市場第一部において、上場廃止（最終売買日は平成30年12月25日）となる予定です。

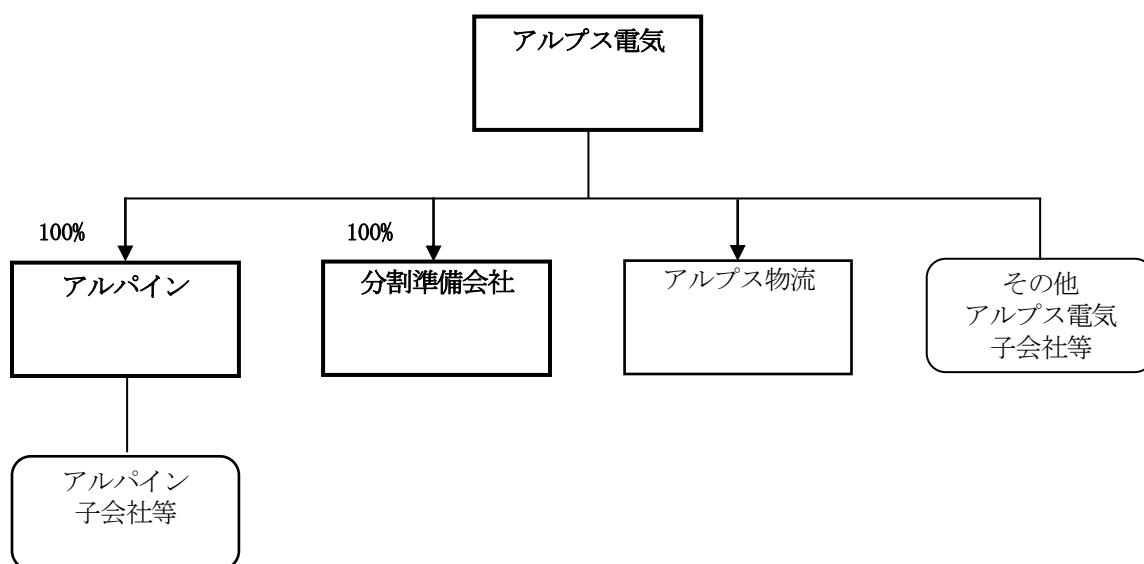
(1) 本経営統合ストラクチャー (概略図)

①現状 (分割準備会社設立後) (平成 29 年 7 月 27 日現在)

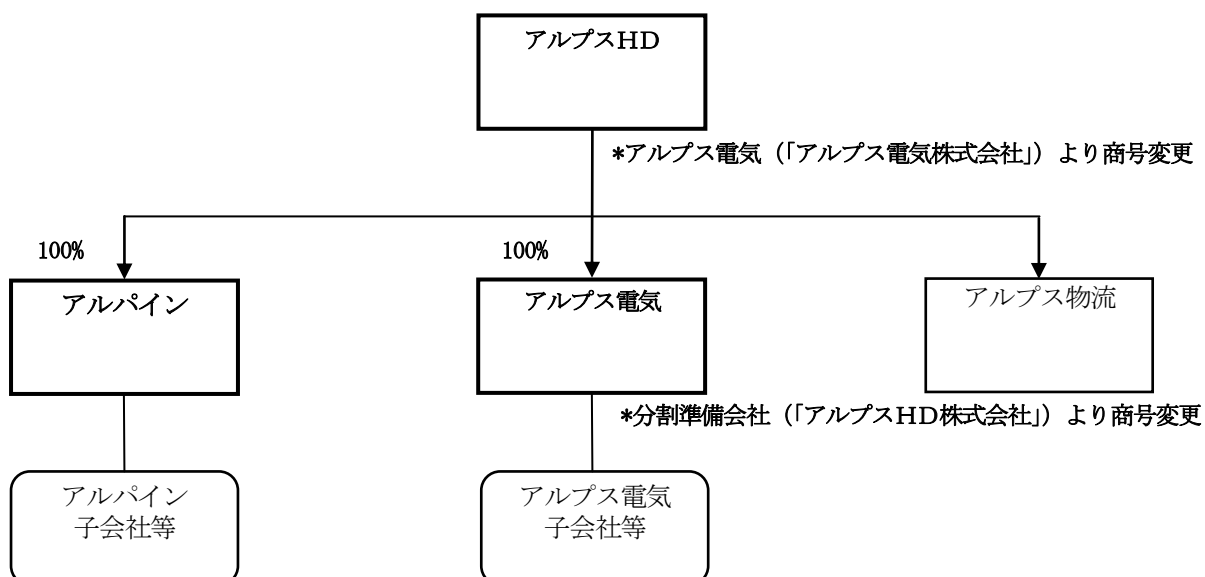


(注) 株式会社アルプス物流 (以下「アルプス物流」といいます。) の発行済株式総数のうち、平成 29 年 3 月 31 日現在、アルプス電気はその 46.6%を、アルパインはその 2.2%をそれぞれ所有しております。

②本株式交換の効力発生後 (平成 31 年 1 月 1 日予定)



③本吸収分割の効力発生後の持株会社体制 (平成 31 年 4 月 1 日予定)



(2) アルプス電気及び分割準備会社の商号変更及びその他の定款の一部変更

アルプス電気は、本吸収分割効力発生日付で、本吸収分割の効力が発生していることを条件として、その商号を「アルプスHD株式会社」に変更すること及び事業目的を持株会社に合致した目的に変更することを含む定款の一部変更を行う予定であり、当該定款変更に係る議案を平成 30 年 6 月下旬開催予定のアルプス電気の第 85 回定時株主総会に付議する予定です。

なお、分割準備会社は、本吸収分割の効力が発生していることを条件として、本吸収分割効力発生日付で、その商号を「アルプス電気株式会社」に変更する予定です。

(3) 取締役の選任

本吸収分割効力発生日におけるアルプス電気（本吸収分割効力発生日以降の商号は「アルプスHD株式会社」）の取締役の数は 11 名（うち監査等委員である取締役の数は 6 名、社外取締役の数は 4 名）とし、アルプス電気の現在の代表取締役社長である栗山年弘氏を含む、本吸収分割効力発生日において取締役就任する予定の取締役候補者は、アルプス電気及びアルパインで協議のうえ、選出いたします。取締役候補者は、確定次第、速やかにお知らせいたします。

(4) 本経営統合後の資本政策

本経営統合後の資本政策として、自己株式の取得等の株主還元策採用の是非につきましては、本株式交換効力発生日後の発行済株式総数の増加による希薄化、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績を基礎に、株主への利益還元、将来の事業展開や競争力強化のための研究開発及び設備投資並びに内部留保の 3 つのバランスを考慮し、アルプス電気及びアルパインで協議・検討の上、必要に応じて公表・実施いたします。

3. 本経営統合の日程

本株式交換契約締結並びに分割準備会社設立及び本吸収分割基本合意書締結承認取締役会（アルプス電気）	平成 29 年 7 月 27 日
本株式交換契約締結承認取締役会（アルパイン）	
本株式交換契約締結（アルプス電気及びアルパイン）	
分割準備会社設立（分割準備会社）	平成 29 年 7 月 27 日（予定）
本吸収分割基本合意書締結承認取締役決定（分割準備会社）	
本吸収分割基本合意書締結（アルプス電気及び分割準備会社）	
本吸収分割契約締結承認取締役会（アルプス電気）	平成 29 年 12 月下旬（予定）
本吸収分割契約締結承認取締役決定（分割準備会社）	
本吸収分割契約締結（アルプス電気及び分割準備会社）	
本吸収分割契約及び本定款変更承認第 85 回定時株主総会（アルプス電気）	平成 30 年 6 月下旬（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会（アルパイン）	平成 30 年 12 月中旬（予定）
最終売買日（アルパイン）	平成 30 年 12 月 25 日（予定）
上場廃止日（アルパイン）	平成 30 年 12 月 26 日（予定）
本株式交換効力発生日（アルプス電気及びアルパイン）	平成 31 年 1 月 1 日（予定）
本吸収分割効力発生日（アルプス電気及び分割準備会社）	平成 31 年 4 月 1 日（予定）
商号変更日（アルプス電気及び分割準備会社）	

（注 1）アルプス電気においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う予定です。

（注 2）本経営統合の日程は、現時点での予定であり、今後手続を進める中において、公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出、許認可の取得、又はその他の理由により上記日程に変更が生じる可能性があります。また、アルプス電気及びアルパインは、手続進行上の必要性その他の理由により、両社で協議の上、上記日程を変更する場合があります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

II. 本株式交換について

1. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

上記 I. 3. 「本経営統合の日程」をご参照ください。

(2) 本株式交換の方式

アルプス電気を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、アルパイン普通株式を保有する株主の皆様（ただし、アルプス電気を除きます。）に対してアルプス電気の普通株式（以下「アルプス電気普通株式」といいます。）を割当て交付します。

本株式交換については、アルプス電気においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく、また、アルパインにおいては、平成 30 年 12 月中旬開催予定のアルパインの臨時株主総会にて承認を受けた上で、平成 31 年 1 月 1 日を効力発生日として行うことを予定しております。

なお、本株式交換の効力発生については、本経営統合を行うにあたり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局による許認可の取得等が条件となります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	アルプス電気 (株式交換完全親会社)	アルパイン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.68
本株式交換により 交付する株式数	アルプス電気普通株式：27,690,824 株（予定） （アルプス電気は、その保有する自己株式のうち 1,900,000 株を株式交換による株式の割当てに充当する。）	

(注 1) 本株式交換に係る株式の割当比率

アルパイン普通株式 1 株に対してアルプス電気普通株式 0.68 株を割当て交付します。ただし、アルプス電気が所有するアルパイン普通株式（平成 29 年 3 月 31 日現在 28,215,417 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、アルプス電気及びアルパインによる合意の上、本株式交換比率を変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数

アルプス電気は、本株式交換に際して、本株式交換によりアルプス電気がアルパイン普通株式（ただし、アルプス電気が保有するアルパイン普通株式を除きます。）の全てを取得する直前時（以下「基準時」といいます。）のアルパインの株主の皆様（ただし、アルプス電気を除きます。）に対し、その保有するアルパイン普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のアルプス電気普通株式を交付します。また、アルプス電気が交付する株式は、新たに発行するアルプス電気普通株式及びアルプス電気が保有する自己株式にて充当する予定です。

なお、アルパインは、本株式交換効力発生日の前日までに開催するアルパインの取締役会の決議により、アルパインが保有する自己株式（平成 29 年 3 月 31 日現在 847,284 株）及びアルパインが基準時の直前時まで保有することとなる自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却することを予定しているため、実際にアルプス電気が割当て交付する株式数は今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、単元（100 株）未満のアルプス電気普通株式の割当てを受けるアルパインの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却するこ

とはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなるアルパインの株主の皆様は、アルプス電気の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、アルプス電気に対し、保有することとなるアルプス電気の単元未満株式の買取りを請求することができます。

2. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びアルプス電気の定款の規定に基づき、アルプス電気が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなるアルプス電気の単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数の株式をアルプス電気から買い増すことができます。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、アルプス電気普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるアルパインの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、アルプス電気が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アルプス電気は、アルパインが発行している次の新株予約権のうち、発行要項に定める行使可能期間の最終日又は本株式交換効力発生日の前日のいずれか早い方の日までに新株予約権者により行使がなされなかったものについては、各新株予約権の内容及び本株式交換比率を踏まえ、基準時における、アルパインの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わり、アルプス電気の新株予約権を交付いたします。なお、アルパインにおいて、本株式交換契約承認株主総会までの間に、新たに新株予約権を発行した場合には、上記の取扱いと同様に、当該新株予約権に代わり、アルプス電気の新株予約権を交付することにつき、本株式交換契約に規定することを内容とする本株式交換契約の変更契約を締結する可能性があります。当該変更契約を締結する場合は、速やかにお知らせいたします。

- ・第1回新株予約権（平成26年6月19日取締役会決議）
- ・第2回新株予約権（平成27年6月18日取締役会決議）
- ・第3回新株予約権（平成28年6月22日取締役会決議）
- ・第4回新株予約権（平成29年6月22日取締役会決議）

なお、アルパインは新株予約権付社債を発行しておりません。

（5）剰余金の配当

各配当基準日の株主名簿に記載又は記録されたアルプス電気及びアルパインの株主又は登録株式質権者の皆様につきましては、両社の定時株主総会決議を条件として期末配当を、また両社の取締役会決議を条件として中間配当を、それぞれ行う予定であります。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

アルプス電気及びアルパインは、本株式交換に用いられる上記1.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、アルプス電気は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、アルパインはSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

アルプス電気においては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から平成29年7月26日付で受領した株式交換比率に関する算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

アルパインにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券から平成 29 年 7 月 26 日付で受領した株式交換比率に関する算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）、ＴＭＩ総合法律事務所からの助言、支配株主であるアルプス電気との間で利害関係を有しないメンバーで構成される第三者委員会（詳細については、下記（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）から平成 29 年 7 月 26 日付で受領した答申書を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は、下記（２）②「算定の概要」に記載の通り、ＳＭＢＣ日興証券から受領した株式交換比率に関する算定書によれば、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）の評価レンジの範囲内であり、また、市場株価法及び類似会社比較法の評価レンジの上限を上回ることから妥当な水準であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、アルプス電気及びアルパインは、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、本日付の両社の取締役会決議により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で合意の上、変更されることがあります。

（２）算定に関する事項

①算定機関の名称及び両社との関係

アルプス電気の算定機関である野村證券及びアルパインの算定機関であるＳＭＢＣ日興証券は、いずれもアルプス電気及びアルパインから独立しており、アルプス電気及びアルパインの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はございません。

②算定の概要

野村證券は、アルプス電気については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成 29 年 7 月 25 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるアルプス電気普通株式の平成 29 年 1 月 26 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 4 月 26 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 6 月 26 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 7 月 19 日から算定基準日までの直近 1 週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、またアルプス電気には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況の評価に反映するためＤＣＦ法を、それぞれ採用し算定を行いました。

アルパインについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成 29 年 7 月 25 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるアルパイン普通株式の平成 29 年 1 月 26 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 4 月 26 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 6 月 26 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値平均値、平成 29 年 7 月 19 日から算定基準日までの直近 1 週間の終値平均値及び基準日終値を基に分析しております。）を、またアルパインには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況の評価に反映するためＤＣＦ法を、それぞれ採用し算定を行いました。

アルプス電気の1株あたりの株式価値を1とした場合のアルパインの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.51～0.54
類似会社比較法	0.59～0.66
D C F 法	0.55～0.78

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がD C F法による算定の前提としたアルプス電気より受領したアルプス電気の利益計画には、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。一方、野村證券がD C F法による算定の前提としたアルプス電気より受領したアルパインの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、平成31年3月期において、自動車メーカー向けを中心としてカーナビゲーションや車載ディスプレイ製品の受注が堅調に推移し売上高が増加するとともに、開発投資効率向上による利益率改善の更なる進展等が見込まれることにより、対前年度比較で、営業利益において約38.5%の大幅な増益となることを見込んでおります。また、平成32年3月期において、自動車メーカー向けを中心としてカーナビゲーションの受注が堅調に推移し売上高が増加するとともに、原価改善を中心とした利益率改善の更なる進展等が見込まれることにより、対前年度比較で、営業利益において約33.3%の大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、野村證券は、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、アルプス電気の取締役会からの依頼に基づき、平成29年7月26日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換における株式交換比率が、アルプス電気にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）をアルプス電気に提出しております。

他方、S M B C日興証券は、アルプス電気及びアルパインが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、両社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、両社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためD C F法を採用して算定を行いました。各評価手法によるアルプス電気普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下の通りです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.51～0.53
類似会社比較法	0.46～0.62
D C F 法	0.50～0.85

市場株価法では、アルプス電気については、平成29年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、アルパインについては、平成29年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均

値を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを 0.51～0.53 として算定しております。

類似会社比較法では、アルプス電気については、アルプス電気と類似性があると想定される類似上場会社として、株式会社村田製作所、日東電工株式会社、TDK株式会社、ミネベアミツミ株式会社、太陽誘電株式会社、及び日本航空電子工業株式会社を選定し、アルパインについては、アルパインと類似性があると想定される類似上場会社として、クラリオン株式会社、パイオニア株式会社、及び株式会社 JVC ケンウッドを選定した上で、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを 0.46～0.62 として算定しております。

DCF 法では、アルプス電気については、アルプス電気が作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長率法及びマルチプル（倍率）法を用いて算出しております。なお、割引率は、8.30%～9.30%を使用しております。また、永久成長率は、0%を使用し、マルチプル法では EBITDA マルチプルとして 6.4 倍～7.4 倍を使用しております。また、アルパインについては、アルパインが作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長率法及びマルチプル（倍率）法を用いて算出しております。なお、割引率は、7.71%～8.71%を使用しております。また、永久成長率は、0%を使用し、マルチプル法では EBITDA マルチプルとして 3.6 倍～4.6 倍を使用しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを 0.50～0.85 として算定しております。

なお、SMB C 日興証券が DCF 法による算定の基礎としたアルプス電気の財務予測には大幅な増減益は見込まれておりませんが、アルパインの財務予測においては、平成 31 年 3 月期において大幅な増益が見込まれております。これは主として自動車メーカー向けを中心としてカーナビゲーションや車載ディスプレイ製品の受注が堅調に推移し売上高が増加するとともに、開発投資効率向上による利益率改善の更なる進展等が見込まれることの結果であり、平成 31 年 3 月期において平成 30 年 3 月期の営業利益を約 38.5%上回ることが見込まれております。加えて、平成 32 年 3 月期において大幅な増益が見込まれております。これは主として自動車メーカー向けを中心としてカーナビゲーションの受注が堅調に推移し売上高が増加するとともに、原価改善を中心とした利益率改善の更なる進展等が見込まれることの結果であり、平成 32 年 3 月期において平成 31 年 3 月期の営業利益を約 33.3%上回ることが見込まれております。また、両社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、SMB C 日興証券は、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、アルパインの取締役会からの依頼に基づき、平成 29 年 7 月 26 日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換における株式交換比率が、アルパインの支配株主等（東京証券取引所の有価証券上場規程第 441 条の 2 及び有価証券上場規程施行規則第 436 条の 3 に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます。以下「本件支配株主等」といいます。）を除くアルパイン普通株式を有する株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）をアルパインに提出しております。

SMB C 日興証券による株式交換比率の分析及び意見書（フェアネス・オピニオン）の前提条件及び免責事項については別紙をご参照ください。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、本株式交換効力発生日（平成 31 年 1 月 1 日予定）をもって、アルパインはアルプス電気の完全子会社となり、アルパイン普通株式は東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、平成 30 年 12 月 26 日付で上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、アルパイン普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりアルパインの株主の皆様は割当てられるアルプス電気普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換効力発生日以後も、金融商品取引市場での取引が可能です。

したがって、本株式交換によりアルプス電気普通株式の単元株式数である 100 株以上のアルプス電気普通株式の割当てを受けるアルパインの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満の普通株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式について引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、アルプス電気普通株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、100 株未満のアルプス電気普通株式の割当てを受けるアルパインの株主の皆様においては、本株式交換によりアルプス電気の単元未満株主となります。単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、該当する株主の皆様のご希望により、アルプス電気における単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 1. (3) (注 3)「単元未満株式の取り扱いについて」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における取り扱いの詳細については、上記 1. (3) (注 4)「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、アルパインの株主の皆様は、最終売買日である平成 30 年 12 月 25 日（予定）までは、東京証券取引所市場第一部において、その保有するアルパイン普通株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

アルプス電気及びアルパインは、アルプス電気が、既にアルパイン普通株式 28,215,417 株（平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 69,784,501 株に占める割合にして 40.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、アルパインがアルプス電気の連結子会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

①第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

アルプス電気は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関である野村證券から本株式交換にかかる株式交換比率算定書の提出を受け、また、平成 29 年 7 月 26 日付で、同社の意見表明書に記載された要因及び前提条件のもと、本株式交換における株式交換比率がアルプス電気にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

アルパインは、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関である S M B C 日興証券から本株式交換にかかる株式交換比率算定書の提出を受け、また、平成 29 年 7 月 26 日付で、同社の意見表明書に記載された要因及び前提条件のもと、本株式交換における株式交換比率が本件支配株主等を除くアルパイン普通株式を有する株主にとって当該日付現在において財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

②独立した法律事務所からの助言

アルプス電気は、本経営統合の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

アルパインは、本経営統合の法務アドバイザーとして、T M I 総合法律事務所を選任し、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所及び T M I 総合法律事務所は、いずれもアルプス電気及びアルパインから独立しており、アルプス電気及びアルパインとの間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

アルプス電気が、既にアルパイン普通株式 28,215,417 株（平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 69,784,501 株に占める割合にして 40.43%）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避

するため、以下の措置を実施しております。

①アルパインにおける、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

アルパインの取締役会は、平成 29 年 3 月 31 日、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性及び透明性を確保するため、アルパインの監査等委員かつ社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている小島秀雄氏並びにアルプス電気及びアルパインと利害関係を有しない外部の有識者である弁護士 寺垣俊介氏（弁護士法人ネクスパート法律事務所）及び公認会計士 中澤敏和氏（株式会社プレストパートナーズ）の 3 名により構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a) 本株式交換の目的が合理的であるか（本株式交換がアルパインの企業価値向上に資するかを含みます。）、(b) 本株式交換の条件（株式交換比率を含みます。）の公正性が確保されているか、(c) 本株式交換において公正な手続を通じてアルパインの少数株主の利益に対する配慮がなされているか、(d) (a) から (c) を踏まえ、本株式交換を行うとの決議をアルパインの取締役会が行うことがアルパインの少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成 29 年 3 月 31 日から平成 29 年 7 月 26 日までに、会合を合計 7 回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、アルパインから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、アルパイン及びアルプス電気の本株式交換についての考え方、本株式交換の条件及びその決定プロセス等についての説明を受け、また、SMB C 日興証券から本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、アルパインの法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本株式交換に係るアルパインの取締役会の意思決定の方法及びその過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うとの決議をアルパインの取締役会が行うことはアルパインの少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を、平成 29 年 7 月 26 日付で、アルパインの取締役会に提出しております。第三者委員会の意見の概要については、下記 7.（3）「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

②アルパインにおける、利害関係を有しない取締役全員の承認

本日開催のアルパインの取締役会では、片岡政隆氏及び井上伸二氏を除く全ての取締役（13 名（監査等委員である取締役 4 名を含みます。））の全員一致で、本株式交換に関する決議を行いました。

なお、監査等委員でない取締役である片岡政隆氏はアルプス電気の取締役を兼務しており、また、監査等委員でない取締役である井上伸二氏は、本株式交換に関する検討が始まった時期の前事業年度においてアルプス電気の取締役であったことから、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、アルパインの取締役会における本株式交換に関する審議及び決議には参加しておらず、アルパインの立場において本株式交換に関するアルプス電気との協議・交渉に参加しておりません。

3. 本株式交換の当事会社の概要

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	アルプス電気株式会社	アルパイン株式会社
(2) 所 在 地	東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号	東京都品川区西五反田一丁目 1 番 8 号 (平成 29 年 8 月 18 日付で東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号に移転予定)
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 栗山 年弘	代表取締役社長 米谷 信彦

(4) 事業内容	車載情報機器事業 電子部品事業 物流事業	音響機器事業 情報・通信機器事業
(5) 資本金	38,730 百万円	25,920 百万円
(6) 設立年月日	昭和 23 年 11 月 1 日	昭和 42 年 5 月 10 日
(7) 発行済株式数	198,208,086 株	69,784,501 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数	(連結) 42,053 人	(連結) 12,959 人
(10) 主要取引先	自動車及び自動車部品製造企業並びに電気機器製造企業	自動車及び自動車部品製造企業
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 三井住友信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社みずほ銀行 株式会社横浜銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社東邦銀行 三井住友信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 12.59% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 9.56% 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) 2.48% CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW 2.24% 三井生命保険株式会社 1.81% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 1.71% STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 1.39% 日本生命保険相互会社 1.39% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7) 1.33% 三井住友海上火災保険株式会社 1.27%	アルプス電気 40.43% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3.54% STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04(常任代理人 香港上海銀行東京支店) 2.75% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2.13% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.89% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人 香港上海銀行東京支店) 1.52% THE BANK OF NEW YORK 133522(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.38% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.28% CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク銀行株式会社) 1.27% THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) 1.27%
(13) 当会社間関係		
資本関係	アルプス電気は、アルパインの発行済株式数の 40.43%の株式を保有しており、親会社であります。	
人的関係	アルプス電気の取締役 1 名がアルパインの取締役を兼務しております。また、アルパインは、アルプス電気に対してアルパインの従業員 4 名を派遣	

		しております。				
	取 引 関 係	アルパインは、アルプス電気から音響機器及び情報・通信機器用の部品・製品を仕入れています。また、アルパインは、アルプス電気の子会社であるアルプス物流から物流サービスの提供を受けています。				
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	アルパインは、アルプス電気の連結子会社であり、アルプス電気とアルパインは相互に関連当事者に該当いたします。				
(14) 最近３年間の経営成績及び財政状態						
決算期	アルプス電気（連結）			アルパイン（連結）		
	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
連 結 純 資 産	283,700	331,764	361,114	144,223	143,805	145,328
連 結 総 資 産	570,482	562,856	602,961	211,309	205,182	201,857
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 (円)	1,001.55	1,166.41	1,299.11	2,058.51	2,059.72	2,080.94
連 結 売 上 高	748,614	774,038	753,262	294,560	273,056	247,751
連 結 営 業 利 益	53,534	52,327	44,373	11,523	5,434	5,612
連 結 経 常 利 益	57,594	50,038	42,725	15,000	6,170	7,439
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	34,739	39,034	34,920	12,704	10,698	7,760
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 (円)	193.81	206.64	178.25	183.42	155.14	112.57
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	15.00	25.00	30.00	30.00	30.00	30.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

4. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	アルプス電気株式会社
(2) 所在地	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 栗山 年弘
(4) 事業内容	車載情報機器事業 電子部品事業 物流事業
(5) 資本金	38,730 百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

(注) 本経営統合後（本吸収分割の効力発生後）の状況については、下記V. 1「本経営統合後のアルプス電気の状況（予定）」をご参照ください。

5. 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）における「共通支配下の取引」に該当し、のれん（又は負ののれん発生益）は発生しない見込みです。

6. 今後の見通し

下記V. 2「今後の見通し」をご参照ください。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

アルプス電気が、既にアルパイン普通株式 28,215,417 株（平成29年3月31日現在の発行済株式総数

69,784,501 株に占める割合にして 40.43%) を保有している支配株主であることから、本株式交換は、アルパインにとって支配株主との取引等に該当いたします。アルパインが平成 29 年 6 月 23 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。）で示している「I. 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

アルパインは、上記 2. (4)「公正性を担保するための措置」及び 2. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じておりますが、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「I. 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」における支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する記載は、以下のとおりです。

「当社の支配株主は親会社であるアルプス電気株式会社であり、当社の議決権の 41.16%（間接所有割合含む）を所有し、親会社の取締役 1 名が当社の取締役を兼務しています。アルプスグループ各社と当社グループとはアルプスグループの運営及び管理に関する契約書に基づいて、適正な取引を行っています。」

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記（1）「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、アルパインにとって支配株主との取引等に該当することから、アルパインは、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記 2. (4)「公正性を担保するための措置」及び 2. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

（3）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

アルパインは、上記 2. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性及び透明性を確保するため、第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a) 本株式交換の目的が合理的であるか（本株式交換がアルパインの企業価値向上に資するかを含みます。）、(b) 本株式交換の条件（株式交換比率を含みます。）の公正性が確保されているか、(c) 本株式交換において公正な手続を通じてアルパインの少数株主の利益に対する配慮がなされているか、(d) (a) から (c) を踏まえ、本株式交換を行うとの決議をアルパインの取締役会が行うことがアルパインの少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

その結果、第三者委員会は、平成 29 年 7 月 26 日付で、アルパインの取締役会に対し、大要以下の内容の答申書を提出しております。

- (a) 現状の両社を取り巻く環境、特に車載関連製品に関する次世代需要、それを前提とした具体的な課題の内容、業界他社動向、両社の強みとする技術内容とそれを生かした次世代製品の具体例、協業におけるメリット、資本関係の独立性が障害となる具体的な事例など、本株式交換の目的の正当性を様々な観点から確認・検証した結果、本株式交換は、アルパインの企業価値の向上に資すると認められ、また、本株式交換を現時点で実施することについての合理的な理由も十分に確認でき、本株式交換の目的は合理的であることが確認された。
- (b) (i) アルパインが第三者算定機関である SMBC 日興証券から平成 29 年 7 月 26 日付で受領した株式交換比率に関する算定書によれば、本株式交換比率が、類似会社比較法及び市場株価法の評価レンジの上限を上回る比率であり、かつ DCF 法の評価レンジの中央値付近の比率である上、アルパインが第三者算定機関である SMBC 日興証券から本株式交換における株式交換比率が、本件支配株主等を除くアルパイン普通株式を有する株主にとって財務的見地から公正である旨の

- 意見書（フェアネス・オピニオン）を受領していること、(ii) 本株式交換比率におけるプレミアムが類似の他社統合案件のプレミアム水準と比べて相当上位に位置するものであること、並びに (iii) 下記 (c) のとおり、本株式交換比率が公正性の確保された交渉過程の結果も踏まえて決定されたものであることからすれば、本株式交換の条件は公正性が確保されていると判断される。
- (c) (i) アルパインが本株式交換について検討するにあたって、アルプス電気及びアルパインからの独立性が認められるSMB C日興証券（フィナンシャル・アドバイザー）及びTMI 総合法律事務所（法務アドバイザー）から助言等を受けながら、公正な手続を通じてアルパインの少数株主の利益に対する配慮がなされているか等について慎重に検討していること、(ii) アルパインは、アルプス電気からの株式交換比率の提示に対し、少数株主の利益保護の観点から対案となる株式交換比率をアルプス電気に対して提示し、株式交換比率を引き上げるための実質的な協議・交渉を複数回にわたって行っていること、並びに (iii) 本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程で、アルパイン側にアルプス電気又はその特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実が存在しないことからすれば、本株式交換においては、公正な手続を通じてアルパインの少数株主の利益に対する配慮がなされていると判断される。
- (d) 上記 (a) から (c) その他の事項からすれば、本株式交換を行うとの決議をアルパインの取締役会が行うことはアルパインの少数株主にとって不利益なものではないと判断される。

Ⅲ. 本吸収分割について

1. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

上記Ⅰ. 3. 「本経営統合の日程」をご参照ください。

(2) 本吸収分割の方式

アルプス電気を吸収分割会社とし、アルプス電気の完全子会社である分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。本吸収分割については、平成 30 年 6 月下旬開催予定のアルプス電気の第 85 回定時株主総会にて承認を受けた上で、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日として行うことを予定しております。

なお、本吸収分割の効力発生については、本経営統合を行うにあたり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局による許認可の取得等が条件となる予定です。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

分割準備会社は、本吸収分割により承継する事業の対価として、アルプス電気に対し分割準備会社の普通株式を割当交付する予定ですが、その株式数については現在確定しておりません。なお、アルプス電気は分割準備会社の発行済普通株式の 100%を保有し、かつ分割準備会社が本吸収分割に際して新たに発行する普通株式の全てがアルプス電気へ交付されるため、その交付される株式数に関わらず、アルプス電気の株主資本に変動は生じません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アルプス電気は新株予約権を発行しておりますが、本吸収分割によるその取扱いの変更はありません。また、アルプス電気は新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

該当事項はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

分割準備会社は、アルプス電気が営む事業のうち、本承継事業に関して有する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務等を承継する予定です。詳細については、本吸収分割契約締結時までに決定

します。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割後においても、分割準備会社の債務の履行の見込みには問題はないと判断しています。

2. 本吸収分割当事会社の概要

本吸収分割の分割会社であるアルプス電気の概要については、上記Ⅱ. 3. 「本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

本吸収分割の承継会社である分割準備会社の概要は以下のとおりです。

(1)	名 称	アルプスHD株式会社
(2)	所 在 地	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
(3)	代表者の役職・氏名	取締役 梅原 潤一
(4)	事 業 内 容	電子部品事業
(5)	資 本 金	1百万円
(6)	設 立 年 月 日	平成29年7月27日(予定)
(7)	発 行 済 株 式 数	100株
(8)	決 算 期	3月31日
(9)	純 資 産	1百万円
(10)	総 資 産	1百万円
(11)	大株主及び持株比率	アルプス電気 100%
(12)	当事会社間の関係等	資本関係 アルプス電気100%出資の子会社として設立される予定です。
		人的関係 アルプス電気より取締役を派遣する予定です。
		取引関係 営業を開始していないため、アルプス電気との取引関係はありません。

(注1) 分割準備会社は、平成31年4月1日(予定)に、本吸収分割の効力が発生することを条件として、その商号を「アルプス電気株式会社」に変更する予定です。

(注2) 分割準備会社は平成29年7月27日(予定)に設立され、直前事業年度の財政状態及び経営成績が存在しないため、直前事業年度の財政状態及び経営成績は記載していません。

3. 分割する事業部門の概要

アルプス電気のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く事業を承継することを予定しておりますが、現時点では詳細は確定しておりません。詳細については、本吸収分割契約締結時までに決定します。

4. 本吸収分割後の状況

本吸収分割後の承継会社である分割準備会社の概要は以下のとおりです。

(1)	名 称	アルプス電気株式会社(旧商号：アルプスHD株式会社)
(2)	所 在 地	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 栗山 年弘
(4)	事 業 内 容	電子部品事業
(5)	資 本 金	現時点では確定しておりません。
(6)	決 算 期	3月31日

(注) 分割準備会社は、平成31年4月1日(予定)に、本吸収分割の効力が発生することを条件として、その商号を「アルプス電気株式会社」に変更する予定です。

なお、本吸収分割後の分割会社の状況については、下記Ⅴ. 1 「本経営統合後のアルプス電気の状況(予定)」をご参照ください。

5. 会計処理の概要

本吸収分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）における「共通支配下の取引」に該当し、のれん（又は負ののれん発生益）は発生しない見込みです。

6. 今後の見通し

アルプス電気は今後、アルプス電気を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とする本吸収分割契約を締結する予定です。承継会社である分割準備会社は、アルプス電気の 100%子会社であるため、本吸収分割がアルプス電気の連結業績に与える影響は軽微なものと見込んでおります。

IV. 商号変更及びその他の定款の一部変更

1. 変更の理由

本経営統合に際して持株会社体制へ移行することに伴い、本吸収分割の効力が発生していることを条件として、本吸収分割効力発生日付で、アルプス電気の商号及び事業目的等について、下記 2. 「定款変更の内容」のとおり定款の一部変更を行います。なお、本吸収分割効力発生日付で分割準備会社の商号を「アルプス電気株式会社」に変更する予定です。

2. 定款変更の内容

変更前	変更後
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (商号) 当会社は <u>アルプス電気株式会社</u> と称し <u>ALPS ELECTRIC CO., LTD.</u> と英訳する。	第 1 条 (商号) 当会社は <u>アルプスHD株式会社</u> と称し <u>ALPS HD CO., LTD.</u> と英訳する。
第 2 条 (目的) 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (目的) 当会社は次の事業を営むこと <u>ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u>
1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売	1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売
2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売	2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売
3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売	3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売
4. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸	4. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸
5. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾	5. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾
6. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関	6. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関

する事業 7. 前各号に附帯する一切の業務 第29条 (取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。	する事業 7. <u>録音・録画および同再生装置ならびに音響機械器具の製造販売</u> 8. <u>自動車用および事務用電子応用機械器具の製造販売</u> 9. <u>送信および受信用電気機械器具の製造販売</u> 10. <u>民生用電気機械器具の製造販売</u> 11. <u>ソフトウェアの開発・販売および輸出入ならびに情報処理サービスの提供</u> 12. <u>厚生、医療、スポーツ、教養、娯楽に関する施設の運営ならびにこれらに関する事業</u> 13. <u>運輸倉庫業およびこれらに関連するサービス業</u> 14. 前各号に附帯する一切の業務 第29条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として限定する契約を締結することができる。
--	---

3. 変更予定日

平成31年4月1日

V. 本経営統合後の状況

1. 本経営統合後のアルプス電気の状況（予定）

	本経営統合後の持株会社
(1) 名 称	アルプスHD株式会社（旧商号：アルプス電気株式会社）
(2) 所 在 地	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 栗山 年弘
(4) 事 業 内 容	グループ経営管理事業及び資産管理事業
(5) 資 本 金	現時点では確定しておりません。
(6) 決 算 期	3月31日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

（注）アルプス電気は、平成31年4月1日（予定）に、本吸収分割の効力が発生することを条件として、その商号を「アルプスHD株式会社」に変更する予定です。

2. 今後の見通し

アルプス電気及びアルパインは、各社の代表取締役社長及び関係役員で構成される統合準備委員会を発足させ、本経営統合後の持株会社の事業計画、最適なグループ構造、統合シナジーの実現時期や手法等、アルプス電気及びアルパインの持続的な成長を目指した戦略に関する意思決定を行ってまいります。本経営統合の運営チームはアルプス電気及びアルパインそれぞれからのバランスのとれたメンバーで構成する予定です。これら

の結果、新たに開示の必要性が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

(参考)

アルプス電気当期連結業績予想（平成 29 年 7 月 27 日公表分）及び前期連結実績（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期業績予想 (平成 30 年 3 月期)	802,000	61,000	57,000	41,000
前期実績 (平成 29 年 3 月期)	753,262	44,373	42,725	34,920

アルパイン当期連結業績予想（平成 29 年 4 月 27 日公表分）及び前期連結実績（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
当期業績予想 (平成 30 年 3 月期)	250,000	6,500	5,600	800
前期実績 (平成 29 年 3 月期)	247,751	5,612	7,439	7,760

以 上

アルプス電気は、アルパインとの本株式交換が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に提出する可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書（prospectus）及びその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、アルパインの米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、両社に関する情報、本株式交換及びその他の関連情報等の重要な情報が含まれます。アルパインの米国株主におかれましては、株主総会において本株式交換について議決権を行使される前に、本株式交換に関連して SEC に提出される可能性のある Form F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本株式交換に関連して SEC に提出される全ての書類は、提出後に SEC のホームページ（www.sec.gov）にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて郵送いたします。郵送のお申し込みは、下記の連絡先にて承ります。

本経営統合に関する問い合わせ先

会社名：アルプス電気株式会社 住所：東京都大田区雪谷大塚町1番7号 担当者：経営企画室 室長 小林淳二 電話：+81-3-5499-8026（IR 部門直通 部門直通）	会社名：アルパイン株式会社 住所：東京都品川区西五反田一丁目1番8号 （平成 29 年8月 18 日付で東京都大田区雪谷大塚町1番7号に移転予定） 担当者：財務・広報部 部長 山崎眞二 電話：+81-3-3494-1179（広報部門直通）
--	--

将来予想に関する記述について

本書類には、上記のアルプス電気株式会社及びアルパイン株式会社の間の経営統合の成否及びその結果に係る両社の計画および予想を反映した「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本書類における記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これらの将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた両社の仮定及び判断に基づくものであり、これには既知又は未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しています。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的又は黙示的に示される両社又は両社のうちいずれか一社（又は統合後のグループ）の将来における業績、経営結果、財務内容等に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。

両社は、本書類の日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び米国証券取引委員会への届出において両社（又は統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本国内外の経済情勢。
- (2) 製品の主要市場である自動車、スマートフォン、民生用電気機器等の需要、原材料価格、為替相場の変動。
- (3) 競合環境や大手顧客との関係性の変化を含む市場勢力図の変化。
- (4) 電子部品事業、車載情報機器事業、物流事業における更なる競争激化。
- (5) 特定の重要部品の供給体制の不安定化。
- (6) 大口顧客による製品戦略等の変更、大口注文の解約、倒産。
- (7) 製品に関する欠陥による費用負担、グループ評価への悪影響。
- (8) 他社の保有する重要な知的財産権のライセンスの供与停止。
- (9) 借入金等の金利の変動、その他金融市場の変動。
- (10) 借入金の繰上げ返済請求等に伴う資金繰りの悪化。
- (11) 有価証券及び投資有価証券等の保有資産（年金資産を含む）価値の変動。
- (12) 事業活動に係る法令その他規制（環境規制を含む）の変更。
- (13) 海外の主要市場における関税引き上げ、輸入規制等。
- (14) 不利な政治要因やテロ、戦争、その他の社会的混乱等。
- (15) 災害、事故等に起因する事業活動の停止、制約等。
- (16) 環境汚染による対策費用の発生。
- (17) 法令違反又は訴訟の提起。
- (18) 本経営統合に係る契約に係る株主総会における承認を含む必要手続が履践されないこと、その他の理由により本経営統合が実施できないこと。
- (19) 本経営統合に関する競争法上の関係当局の審査など手続又は遅延又は係る競争法上の関係当局の承認その他必要な承認などが得られないこと。
- (20) 本経営統合後のグループにおいてシナジーや統合効果の実現に困難が伴うこと。

SMBC日興証券による株式交換比率の分析および意見書の前提条件・免責事項等について

SMBC日興証券は、本株式交換契約に基づく本株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書」といいます。）及び本株式交換比率が本件支配株主等を除くアルパインの普通株式を有する株主にとって財務的見地からの公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本意見書」といいます。）を提出するに際して、SMBC日興証券が検討対象とした又はSMBC日興証券に提供された情報、SMBC日興証券がアルパイン又はアルプス電気と協議した情報及び公開されている情報その他一切の情報が、全て正確かつ完全であることを前提としており、また、これらの情報の正確性及び完全性に依拠し、その内容、正確性及び完全性について独自に検証を行っておらず、また検証の責任又は義務を負うものではありません。SMBC日興証券は、アルパイン又はアルプス電気の経営陣が、SMBC日興証券に提供され又はSMBC日興証券と協議した情報を不正確又は誤解を招くようなものとする事実又は状況を一切認識していないことを前提としております。

前述の要約は本株式交換比率算定書及び本意見書に関連してSMBC日興証券が行った分析及び検討した要因を網羅するものではありません。財務的意見表明の作成は、主観的な判断を伴う複雑なプロセスであり、部分的な分析又は簡易な説明は必ずしも可能ではありません。SMBC日興証券の分析の一部は前述のとおりですが、これらは全体として検討されるべきであり、分析の一部を取り、又は、表中の情報に注目した場合、SMBC日興証券による分析及び意見のプロセスについて不完全な見解を生みかねないと考えます。SMBC日興証券は、本株式交換比率算定書及び本意見書の作成にあたり、ある1つの要因又は手段から独立して結論を導いたり、それらに関する結論を出すことはなく、SMBC日興証券が行ったあらゆる分析について全体から評価し、最終的な意見表明に至っております。

SMBC日興証券は、本株式交換比率算定書及び本意見書の作成に当たり、アルパイン及びアルプス電気とそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、SMBC日興証券による独自の評価、鑑定、査定、調査（不動産に係る環境調査を含みます。以下同じ。）及びその実在性についての独自の検証は行っておらず、また、そのような鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の提供も受けておりません。また、SMBC日興証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関する適用法令の下でのアルパイン又はアルプス電気の信用力についての評価も行っておりません。SMBC日興証券に提供されたアルパイン及びアルプス電気の財務予測並びにその他将来に関する情報については、アルパイン及びアルプス電気の経営陣の最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され、その予測等に従って、アルパイン及びアルプス電気の財務状況が推移することを前提としており、SMBC日興証券は、本株式交換比率算定書及び本意見書の作成に当たり、確認のための独自の調査をすることなく、この予測及びそれに関連する資料に依拠しています。SMBC日興証券はかかる財務状況等の予測が実現可能であること、及び実際の結果がこれらの予測に近似することについて、何らの保証をするものではありません。本株式交換実行後において、アルパイン普通株式は東京証券取引所の上場規則に基づき、上場廃止となることが合理的に予想されておりますが、SMBC日興証券は、本株式交換比率算定書及び本意見書の作成に当たり、アルプス電気普通株式が上場廃止される場合を想定しておらず、そのような場合におけるアルパイン及びアルパイン株主に対する影響の有無及び程度については考慮しておりません。また、SMBC日興証券は、本株式交換比率算定書及び本意見書の作成に当たり、アルパイン及びアルプス電気の重要な情報が全て適切に開示され、かつアルパイン及びアルプス電気の市場株価がアルパイン及びアルプス電気の重要な情報を全て適切に反映していること、及びアルパイン及びアルプス電気の市場株価に悪影響を及ぼす可能性のある未公表又は未開示の情報が存在しないことを前提としております。

SMBC日興証券は、法律又は会計若しくは税務の専門家ではなく、本株式交換比率算定書及び本意見書の作成に当たり、本株式交換の適法性・有効性及び会計若しくは税務上の処理の妥当性について独自に検討及び分析を行っておらず、本株式交換が全ての法律上、会計上、税務上の適正な手続を経て、適切かつ有効に実行されることを前提としています。また、本株式交換の実行によるアルパイン及びその他取引関係者に対する課税関係への影響については考慮しておりません。

SMBC日興証券は、また、(i)本株式交換の実行に必要な一切の政府、監督官庁その他による同意若しく

は許認可（契約上のものであるか否かを問いません。）の取得、その時期又は条件等が、本株式交換を実行した場合に対象事業若しくはアルパイン及びアルプス電気の予測される利益に悪影響を与えることなくかかる同意又は許認可が得られるものであること、(ii)本株式交換が、日本の法人税法上、適格株式交換に該当すること、(iii)本株式交換契約に記載されたあらゆる重要な条件若しくは合意事項、又は対象事業に関する権利義務の内容としてアルパイン及びアルプス電気から提示された関連する資産、債務、契約、従業員その他一切の権利義務の内容の放棄、修正又は変更がなく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではなく、かかる調査は行っておりません。さらに、SMBC日興証券は、本株式交換契約の最終締結版が、SMBC日興証券が検討した本株式交換契約の草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。

本株式交換比率算定書及び本意見書は、（当該分析に別段の記載がある場合を除き）本書の日付現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提としており、また、本株式交換比率算定書及び本意見書の日付までにSMBC日興証券に提供され又はSMBC日興証券が入手した情報に基づいています。今後の状況の変化により本株式交換比率算定書及び本意見書の内容は影響を受けることがありますが、SMBC日興証券はその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本株式交換比率算定書及び本意見書は、本書の日付以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

SMBC日興証券は、アルパインの依頼により、本株式交換比率算定書及び本意見書を作成及び提出するものです。SMBC日興証券は、本株式交換におけるアルパインの財務アドバイザーを務めております。SMBC日興証券はそのサービスの対価としてアルパインから手数料（その相当部分が本件の完了を条件としています。）を受領しており、また将来受領する予定です。また、アルパインは、SMBC日興証券の実費を負担すること、及びSMBC日興証券の関与から発生する一定の責任についてSMBC日興証券に補償することに合意しています。SMBC日興証券及びその関係会社は、アルパイン、アルプス電気又はそれらの関係会社に対して、投資銀行業務その他の証券／金融商品取引関連業務及び銀行業務等を過去において行い、また現在においてもそのような業務を行い又は将来において行い、かかる業務の提供に対して報酬等を受領しており、また将来においても受領する可能性があります。また、通常の業務の過程において、アルパイン、アルプス電気又はそれらの関係会社の有価証券及び金融派生商品を含む各種金融商品を自己の勘定又は顧客の勘定において随時取引し又は所有することがあります。SMBC日興証券及びその関係会社は、本意見書の日付に先立つ2年間において、アルパイン、アルプス電気又はそれらの関係会社に対して、本件と関わりのない一定の投資銀行業務その他の証券／金融商品取引関連業務及び銀行業務等を提供してきており、当該業務等に関して報酬を受領しております。

本意見書は、本株式交換実行前のアルパイン及びアルプス電気の普通株式の価値又は株価水準並びに本株式交換実行後のアルパイン及びアルプス電気の普通株式の価値又は株価水準について意見を述べるものではありません。SMBC日興証券は、本交換比率の決定の基礎となる各前提事実もしくは仮定（アルパイン及びアルプス電気に関する財務予測を含みます。）について意見を述べること、又はアルパインが本株式交換を遂行若しくは実行するという事業上の意思決定（他の代替的な事業戦略や別の種類の取引スキームと比較した上での是非を含みます。）、本株式交換のストラクチャー等を含めた本株式交換の条件その他の側面（本意見書に明記される範囲における本交換比率を除きます。）やこれに代替するストラクチャーの有無若しくは有効性、本株式交換のストラクチャーとこれに代替するストラクチャーとを比較した上での是非について意見を述べることを要請されておらず、本意見書においてもかかる点についての意見を述べておりません。また、SMBC日興証券は、アルパインにより本件以外の取引若しくはその相対的評価又はアルパインの普通株式以外の有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとって本株式交換若しくは本交換比率が公正であることについての検討を要請されておらず、かかる検討は行っておりません。また、本株式交換の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面又はそれらの対象者の範囲に関する、本交換比率との比較における公正性（財務的か否かを問いません。）について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。さらに、SMBC日興証券はアルパイン又はアルパインの取締役会に対して、本株式交換に関する第三者の意思表明を勧誘する義務を負っておらず、またそのような勧誘をしておりません。加えて、SMBC日興証券は、本意見書において明示した限りにおける本交換比率に関する意見以外に、本株式交換に係る書類や本株式交換の方法についてのいかなる具体的な点にも意見を述べることを要請されておらず、本意見書にお

いてもかかる点についての意見を述べておりません。

本意見書に記載された意見は、アルパインの株主に対して本株式交換に関して株主権の行使について何ら意見を述べ又は推奨を行うものではなく、また、アルパインの株主やその他の利害関係者に対して、アルパイン株式の譲渡、譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘若しくは推奨するものではありません。